

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	河川課	整理番号	4 - 302
処分の種類	工事施行区域内の工作物除却命令			
根拠法令条例等・条項	公有水面埋立法第31条			
処分の概要	埋立地に関する工事にかかる場合、公有水面の工事施行区域内の工作物使用者に対するその工作物の除却命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (事例が少なく法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難)			
基準の制定根拠	—			